

令和5年度 障害者支援施設等指導監査及び運営指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	指導日 指導方法	指摘 対象	運営指導等の結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
1	障害者支援施設 満日の里	社会福祉法人 中東福祉会	令和6年2月2日	生活介護	令和5年12月の利用実績を確認したところ、6日及び13日の2日間においてやむを得ない事情が無いにもかかわらず定員を2名超過していました。「新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第48条に基づき、日々の利用においても定員を超えないように管理してください。	生活介護の利用予定表を使用し、サービス管理責任者2名でダブルチェックすることで、定員を超えないよう管理する体制を整えた。
2	施設入所支援 障害者支援施設 満日の里	社会福祉法人 中東福祉会	実地	施設入所支援 生活介護	虐待事案が発生していましたが市へ通報していませんでした。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」第16条に基づき、虐待事案が発生したら速やかに市へ通報してください。	令和6年4月の経営兼虐待防止委員会会議にて関係書類(下記①、②)を再確認し、全職員が閲覧する業務日誌にて周知を行った。 ①「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」IV虐待が疑われ事案があった場合の対応 ②満日の里支援マニュアル、「虐待防止のための指針」 結果、不適切な言動や虐待が疑われる行為は無くなった。今後は、速やかに市町村へ通報する。
3	生活介護 障害者支援施設 満日の里	社会福祉法人 中東福祉会		施設入所支援 生活介護	個別支援計画について、最新のアセスメント記録のみ保管されていて、過去に行ったアセスメント記録が保管されていませんでした。「新潟市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第61条に基づき記録は5年間保管してください。	支援記録システム(ブルーオーシャンシステム)を導入し、関係書類の管理を行った。
4	短期入所 満日の里	社会福祉法人 中東福祉会				

令和5年度 障害者支援施設等指導監査及び運営指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	指導日 指導方法	指摘 対象	運営指導等の結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
5	障害者支援施設 かたくりの里	社会福祉法人 すこ やか福祉会	令和6年2月8日	施設入 所支援	経口維持加算について利用者からの同意を得る際に、日付が抜けているものがありました。署名だけでなく日付も記載してもらってください。また、かたくりの里においては、利用者からの同意を半年から1年単位でもらっていましたが、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二の2(9)⑩に、6月を超えて算定する場合について記載があり、医師又は歯科医師の指示を概ね1月ごとに受けることになっていることから、利用者に対しても1月ごとに説明と同意が必要です。今後、経口維持加算を6月を超えて算定する場合には、概ね1月ごとに医師又は歯科医師の指示を受けた上で、利用者へ説明をし同意を得てください。	利用者又はご家族から同意を得る時は、「署名」「日付」の両方を記載してもらうよう徹底する。ご家族へ依頼する場合は、注意書き添え、記入漏れのないように配慮する。 令和6年7月以降、6月を超えて経口維持加算を算定している利用者については新たに「経口維持加算に関する歯科医師指示書」を作成し、利用者等に説明し同意を得る。
6	施設入所支援 かたくりの里	社会福祉法人 すこ やか福祉会	実地	生活 介護	欠席時対応加算について、「私用のため休む、用事があるため休む、休みます」との連絡、という記載が散見されました。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」別表第6の7により、加算算定に当たっては、欠席の理由が急病等に当たるか確認し算定してください。介護給付費の算定要件を満たしていないため、過誤調整を行うとともに他の利用者についても同様の事例がないかを精査し、介護給付費の返還が生じる場合にはその件数と金額を報告してください。	H28年7月からR5年12月期間で算定された計68件分(新潟市43件、燕市25件)を取り下げる。令和6年7月24日付で新潟市及び燕市に介護・訓練等給付費過誤申立書を提出し、同月過誤にて調整する。 今後の対策として、利用キャンセルの理由を明確に聞き取り、急病等に該当する場合のみ算定を行い、相談援助等の記録を残すことを徹底する。
7	生活介護 かたくりの里	社会福祉法人 すこ やか福祉会				
8	短期入所 かたくりの里	社会福祉法人 すこ やか福祉会				

令和5年度 障害者支援施設等指導監査及び運営指導実施結果

番号	指導対象	設置主体	指導日 指導方法	指摘 対象	運営指導等の結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
9	社会福祉法人 更生慈仁会	社会福祉法人 更生 慈仁会	令和6年2月16日	法人 運営	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、現監事から同意を得ていることが確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人に関する法律第72条第1項に基づき、同意書等により監事の過半数の同意を得てください。	口頭の確認では急遽会議に欠席する場合、同意を取り忘れることが生じるため、事前(監事監査時等)に必ず同意書を提出してもらう。同意書は作成済。
10	障害者支援施設 十字園	社会福祉法人 更生 慈仁会	実地	法人 運営	評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)に満たない事例が有りました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、評議員会の開催は招集通知から1週間(中7日)以上の間隔を空けて開催してください。	資料発送の締切設定日を10日前とし余裕をもって発送する。また複数で確認し遅れることがないように留意する。
11	施設入所支援 十字園	社会福祉法人 更生 慈仁会				
12	生活介護 十字園	社会福祉法人 更生 慈仁会				
13	短期入所 十字園	社会福祉法人 更生 慈仁会				